

富津市普通財産売払い事務取扱要綱を次のように定める。

令和6年10月15日

富津市長 高橋 恭 市

富津市告示第167号

富津市普通財産売払い事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する普通財産の売払いに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、富津市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和46年富津市条例第29号。次条第1号において「条例」という。）及び富津市財務規則（平成8年富津市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(売払い方法)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により普通財産を売り払うことができる。

- (1) 条例第3条に規定する者に売り払うとき。
- (2) 市が施行する公共事業に用地を提供する者に代替地として土地を売り払うとき又は市内において公共の用に供する事業を実施する者に土地を売り払うとき。
- (3) 面積がおおむね100平方メートル（不整形地、法地等を含む土地については、おおむね150平方メートル）以下の極小規模で単独利用が困難な土地を隣地所有者に売り払うとき。
- (4) 建物の敷地として貸し付けている土地を当該建物の所有者に売り払うとき。
- (5) 富津市プロポーザル方式実施要綱（令和3年富津市告示第32号）に基づき決定された提案採用者に対し、当該提案に必要な土地を売り払うとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(欠格条項)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に普通財産を売り払うことができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
(価格の決定方法)

第4条 市長は、普通財産を売り払うときは、不動産鑑定評価額(不動産鑑定士が示す鑑定書額又はこれに準ずる意見書額をいう。次項において同じ。)を踏まえ、売払予定価格を決定するものとする。

- 2 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年富津市条例第30号)第3条に規定する普通財産を売り払うときは、不動産鑑定士2者が示す不動産鑑定評価額の平均額を当該普通財産の評価額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
(売買代金の納付等)

第5条 普通財産の買主は、当該普通財産の売買契約締結後、納入通知書の発行日から30日以内に売買に係る代金を納付しなければならない。

- 2 普通財産の買主は、当該普通財産の売買に係る契約書に貼付する収入印紙、所有権移転時に必要となる登録免許税その他の契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用を負担するものとする。
(移転登記)

第6条 市長は、前条の規定による普通財産の売買代金の完納を確認したときは、当該普通財産の所有権移転登記を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、普通財産の売払いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。